

## 河北町下水道事業経営戦略(公共下水道事業)

団 体 名 : 山形県河北町

事 業 名 : 河北町公共下水道事業

改 訂 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度(32年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	26.7424人/ha(令和元年度) 28.5158人/ha(平成29年度)	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1処理区(村山処理区)		
処 理 場 数	なし(全て流域関連公共下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	流域下水道への接続(当処理区構成市町:天童市、東根市、村山市、尾花沢市、大石田町、河北町)		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	用途を問わず料金体系は均一であり、当該事業では1カ月当たり使用水量8 <sup>3</sup> mまでを基本額1,573円とし、さらに8 <sup>3</sup> mを超え15 <sup>3</sup> m以内の使用には1 <sup>3</sup> m当たり192.5円、15 <sup>3</sup> mを超え30 <sup>3</sup> m以内の使用には1 <sup>3</sup> m当たり203.5円、31 <sup>3</sup> mを超え50 <sup>3</sup> m以内の使用には1 <sup>3</sup> m当たり214.5円、51 <sup>3</sup> mを超え100 <sup>3</sup> m以内の使用には1 <sup>3</sup> m当たり225.5円、101 <sup>3</sup> mを超える使用には1 <sup>3</sup> m当たり236.5円を段階的に加算する。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20 <sup>3</sup> mあたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,866 円	実質的な使用料*3 (20 <sup>3</sup> mあたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,925 円
	平成30年度	3,866 円		平成30年度	3,899 円
	令和元年度	3,938 円		令和元年度	3,922 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>3</sup>mあたりの使用料をいう。ここでは口径20mmの場合を記載する。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>3</sup>mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	7人
事業運営組織	「第4次河北町行財政改革大綱」により平成15年度、水道部局(水道課)と運営組織を統合し、農林部局(農林課)から農業集落排水事業を引き継ぎ、組織名が上下水道課となる。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ保守点検、管路不明水調査、下水道台帳作成
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	実績なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--



**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	「最上川流域別下水道整備総合計画」により、今後も流域下水道で対処していく。
投資の平準化に関する事項	企業債発行による償還金等を見据え、将来の健全経営を図りながら、町全域にわたる下水道接続の普及促進に努めるため、年間約3億円程度の投資を維持する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	予定なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	維持管理費と使用料の実績により安定経営を見据え、概ね5年ごとに見直しを検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	予定なし
その他の取組	予定なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状、活用できる事業がないため、予定はない。
職員給与費に関する事項	引き続き、資本勘定所属職員(上下水道課下水道工務係員)3人分を計上していく。
動力費に関する事項	自己処理施設の整備予定がないため、予定はない。
薬品費に関する事項	自己処理施設の整備予定がないため、予定はない。
修繕費に関する事項	維持管理業務の成果から、収支計画上の経費維持に努める。
委託費に関する事項	現状、委託費に移行する事項がないため、収支計画上の経費維持に努める。
その他の取組	予定なし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度決算期において進捗状況を管理し、財政計画により3年ごとにローリングをさせ見直していく。
---------------------	--